

本当の行動メカニズムに適った技法と司法

平井慎二

1) 働きかけの正しい選択を支える本当の行動メカニズムの把握

身体科の医療は臓器や神経、筋、骨、皮膚等を対象にして、その機能を阻害する変調を治療する。臓器等のもつ性質や形状を基に、逸脱した変調に関する情報を収集し、その原因の把握に務め、改善を図る。臓器等の性質や形状については、通常は意識していないが、それらは進化による現在までの結果である。

精神科の医療は精神活動を対象にして、精神や身体に生じる不快な神経活動あるいは逸脱した行動を治療する。行動に関しては、ヒトは前頭葉でさまざまな神経活動を統合して、つまり、考えて行動するものであるという漠然とした理解に基づいているようである。生命には38億年もの進化の歴史があるにもかかわらず、わずか300万年ほど前に生まれた第二信号系の作用で生じることを主な標的にして働きかけている。現在の精神医学は進化を無視し、変調とそれに対する治療を行う基となるヒトの行動メカニズムに関する把握を誤っているのである。このことが、精神科医療とその周辺の領域だけでなく、ヒトの逸脱した行動に広く強制力をもって働きかける刑事司法体系にも強い影響を及ぼし、効果を限定している。

幻聴妄想により判断能力の障害がある疾病に関しては一定の正当な対応が医療観察法の試行によりなされるようになった。一方で、判断に従って行動する能力の障害で生じる薬物乱用や万引き、痴漢行為等に関しては、前頭葉が神経活動を統合して行動が生じるという考え方では、大きな齟齬が生じる。そのことは、まだ、多くの治療者が認知と言うものに働きかけて欲求は消えないとし、また、刑事司法体系は反復性のある違法な行為を行った者には刑罰を与え、それらの者が刑務所人口の多くを占める現実からも明らかである。

仮にヒトは考えて行動するというを基本的な理解にすると、条件反射制御法を用いた薬物乱用や万引き、痴漢行為への対応においては、説明不能な現象が患者に見られる通常の反応である。それらからヒトが行動する本当のメカニズムをすでにこの研修会の講義1で示したように、次のように把握した。

ヒトは反射で無意識的に過去の生理的成功行動を再現する第一信号系と思考して意識的に未来に社会的成功行動を創造しようとする第二信号系の2つの中枢をもち、一時点においては、それらが、環境からの刺激に対して作用し、また、信号系間でも相互に刺激を与えながら作用し、行動が同方向であれば協調して、異なる方向であれば強い信号系の行動が表出する。また、この研修の講義2で示した第一信号系の特性は、行動を変化させる際に念頭に置くべき要素である。

2) 治療技法に求められる変化

現在、認知や意思、動機などの言葉を使って行動のメカニズムを理解しようとする態勢を多くの治療者がもつようである。それらの言葉が表すところは、環境からヒトが刺激を受け、第一信号系と第二信号系が反応し、相互に刺激しあいながら各作用が進み、行動が生じるまでの過程の途中に、意識の表層で第二信号系により観察されたものである。

やめることを決意した行動をやめられない状態に陥っているヒトにおいては、第一信号系においてその行動を司る反射連鎖が過剰に作動する状態があるのであり、それに直接に働きかけるべきである。また、社会生活を円滑に進める反射の成長が不十分な者には、生活訓練を与えるべきである。

一方で、行動には第二信号系も大きく影響するので、第二信号系へのはたらきかけも忘れてはならない。これらには、過去の行動に対する反省、未来の計画、さまざまな教育、法の抑止力の処遇への設定などを用いる。

治療的にかかわる者達は、用いる働きかけの標的が第一信号系か第二信号系かを意識し、いずれにも必要な対応がなされているかに注意しなければならない。

3) 一般予防と特別予防に効果を上げる体制を支える刑事司法体系への変革

反復性のある問題行動を行う者を減じるためには、一般人に対してその問題行動を始めさせないための一般予防、並びに既にその問題行動を行っている者に対してその問題行動をやめさせ、再開しないようにするための特別予防(=回復)の両方に効果を上げなければならない。

一般予防に効果を上げるためには、一般人の第二信号系に対して、その問題行動を開始しないための教育を行うこと、ならびに、その問題を行う者に対して刑罰を与えることを周知し、実行することである。

特別予防(=回復)に効果を上げるためには、問題行動を行っている者の第一信号系に対して、その問題行動を再現する反射連鎖を抑制する治療を提供することは必須であり、また、必要に応じて、円滑な社会生活を成立させる行動を司る反射連鎖を成長させる生活訓練を提供しなければならない。また、社会内で問題行動を行っている者の第二信号系に対して治療や必要な生活訓練を受けることを促し、検挙した者には治療や生活訓練の怠りに刑罰を与え、治療や生活訓練を強制しなければならない。

従って、反復性のある問題行動への対策は、まずは、反復性のある問題行動が生じる一時点においてはその問題行動を司る反射連鎖が過剰に作動し、第二信号系の制御を越えて行動として生じるという疾病性があり、経過においてはその発現を第二信号系が許したことあるいは治療や訓練を求めなかったことがあるということが知識として広く普及しなければならない。それに基づき、かかわりやすい態勢をもつ治療施設や生活訓練施設等を充足させ、反復性のある問題行動を規制の対象としなければならない。

その上で、刑事司法体系は反復性のある問題行動を厳正に検挙し、対象者を慎重に評価して、問題行動の発現を許す選択をした第二信号系の作用、また、過不足のある第一信号系の反射には治療や生活訓練を強制し、同時に、検挙前のあるいは強制に反して治療や生活訓練を求めない選択をした第二信号系の作用には刑罰を与えるべきである。